

テーマ	移動支援事業の身体障害者（児）利用対象に対する拡大について
概要 (課題となるポイント)	<p>静岡市移動支援事業の身体障害者における利用対象者は、上下肢共に 1 級という要件があるが、県内の他市と比べて利用できる者の要件が厳しい状態であり、それにより生活が制限されて、自立心を阻害される事例が多数報告されている。(別紙 1・3 参照)</p> <p>また、昨今は慢性的なヘルパー不足といった状況下であるが、静岡市移動支援事業では知的障害者や精神障害者と比べて、身体障害者へサービス提供する従事者の資格要件を厳しく設けている為、現状でさえ身体障害者への移動支援が必要に応じて提供されていない状況である。(別紙 2・3 参照)</p> <p>ゆえに、身体障害者の障害等級を限定する利用対象者規定の改変と、サービス提供従事者の緩和について、要綱の変更等を提案するものである。</p>
詳細 ・現状分析 ex.相談事例（相談者の声） 既存のサービス 既存のデータ	<p>葵区内の特定相談支援事業所への聞き取り調査や、市内の身体障害者相談を主とする委託相談支援事業所（ピアサポート・清水障害者サポートセンターそら・障害者生活支援センター城東）にアンケート調査を実施し、身体障害者で移動支援の利用必要性が高かったのに、障害等級が該当せず利用できなかった事例を募った。(別紙 1 参照)</p> <p>その他に、静岡県内で実施されている他市の移動支援の要綱について、利用対象者の実態調査を行い、静岡市移動支援サービス提供従事者の必須資格についても調査を行う。その中で、移動支援の代替えサービスとして重度訪問介護を利用できない障害児は、移動に関して特に不自由な状態を強いられていることも判明した。(別紙 2・3 参照)</p>
事務局会議・連絡調整会議としての解決に向けた取組み ex.市場分析（環境分析） ニーズの把握	<p>事務局会議・連絡調整会議を行う中で移動支援利用に関する困難事例が示される（身体障害者等級の非該当による移動支援利用困難等）</p> <p>→実態調査や課題整理を行い事務局・連絡調整会議で協議を重ねる</p> <p>→他市町と比べ身体障害利用対象が狭くサービス提供従事者要件が限定的であり要綱変更等の何らかの対策が必要との結論となる</p>
解決策や今後の方針	<p>1、「静岡市共生のまちづくり計画【今後検討すべき課題】について協議すべき課題」の移動支援の利便性向上について、葵区の今回の地域課題も含め、行政及び地域生活支援部会と連携して検討を進めたい。(平成 30 年度第 1 回地域生活支援部会の検討状況:参考)</p> <p>2、葵区事務局・連絡調整会議において、サービス提供事業者および関係機関をお招きして、事業者側からの移動支援に関する意見聞き取りを行う。</p>

令和元年度 7 月 各区の地域課題の解決に向けた取組状況に関する参考資料

【各区身体障害相談を主とする委託相談支援事業所より情報集約】

葵区事務局会議・連絡調整会議 事務局

1、身体障害者で移動支援の利用必要性が高かったのに障害等級が該当せず利用できなかった事例集

① 上下肢機能障害はあるが上下肢のどちらかが 1 級ではない為に移動支援を利用できなかった方

- A、車イスで自走、簡易電動で移動できるが、歩道の段差や公共交通機関の利用時に不安を感じている。役所・病院は通院等介助を利用しているが、余暇に利用できず、引きこもりがち。
- B、脳血管障害があり、杖使用、歩行不安定。一人暮らしで買い物が大変なので、移動支援を希望したが、利用できず。
- C、車イス、一人暮らしで重いものを買えない。家事援助で買い物は頼めるが、自分で見て買い物をしたいときにサービスを使えず困っている。
- D、独居、車イス。ヘルパー時間数が少なく、スーパーも遠く、一人での買い物も非常に困難。夏場など熱中症になりかけたりしている。
- E、脳血管障害、右上下肢麻痺、高次脳機能障害の方。杖使用のため荷物を持つことが困難であり、バスの乗降時も手すりを掴まなければならず、支援が必要。
- F、脳血管障害者。両上下肢、体幹に障害あり。常に介助者が必要であるため余暇活動をするためにも常に移動の支援が必要。
- G、脳血管障害で右麻痺がある 40 代後半の杖歩行可能な女性。本人の努力によって杖歩行で移動はしているが、バスの乗降時や、買い物に出かけた際の重い荷物を抱えての杖歩行や、雨の日に傘をさしての外出など、大変不自由に感じている。他市の友人から移動支援を使えば外出が楽になると聞いたので利用しようとしたら、静岡市ではご本人の状態では利用できないと聞き落胆される。
- H、頸髄損傷で 25 年以上の長年引きこもり状態で、手動車椅子利用される 40 代後半の方。昔に取得した上下肢機能障害 1 級で移動支援を利用して、少しずつ外出支援を得て活動範囲を広げていこうとしたところ、現状の制度に合わせて上肢と下肢障害を分離する必要があると云われたが、身体障害者更生相談所に問い合わせたところ、上肢は 2 級相当になる可能性が高いことから、身体障害等級変更と移動支援利用を断念する。結果的にご本人は高まった外出意欲が一気に低下してしまい、再び引きこもった状態となってしまった。
- I、頸髄損傷で上肢 2 級下肢 1 級の手動車椅子利用の 40 代後半の男性の方。普段の日常生活は自立され自動車も運転するが、お一人で長距離自走移動や遠方に電車で出かける場合に、単独で動くには困難な状態なので、移動支援の利用を希望されるも障害等級が該当せず移動支援を利用できず。結果的にご本人の遠距離での活動が制限されている。

J、脳性麻痺の上肢および下肢共に 2 級で、電動車いすを利用される 10 代女性の障害児。父子家庭であるので、父以外の姉的存在の女性との余暇活動や外出支援を希望され移動支援利用を要望するも、静岡市の利用基準に合わず断念する。18 歳未満のために重度訪問介護の移動に関する支援も受けられず、ご本人の希望される暮らしができない状況で、自立心が阻害されている。

②難病患者であって上下肢 1 級ではない為に移動支援を利用できなかった方

- A、難病の重症筋無力症。上肢 2 級、下肢 2 級。車いす使用であり、介護者は常に必要であり、外出は家族しか対応できない。
- B、難病の脊髄性筋萎縮症。上肢 2 級、下肢 1 級。電動車いすを使用し平坦な場所ならば移動可能だが、段差の多い環境であると一人では対処が困難。
- C、難病の多発性硬化症。上肢 6 級のため、家事を行うために買い物希望あり。車いす自走において握力や腕力が無いため、横断歩道において青信号の点灯時間内に渡りきれず安全が保たれないため支援が必要である。
- D、脊髄小脳変性症の下肢 2 級。自宅が傾斜地にあり、車いすの自走は困難であり外出時には支援が必要。
- E、ALS 発症し、当初、身障 2 級を取得するが、徐々に進行する状態において移動支援が必要となるが、認定結果が無いと利用できない。
- F、希少難病で上肢および下肢共に 2 級で、介助型車いすをご利用される 30 代後半男性の方。幼少期からの難病による身体障害で、母の支援によって他県で暮らしていた後に静岡市へ転居される。他県では移動支援が利用できていたので、静岡市でも利用希望を申し出たところ、障害等級が基準に該当せず移動支援利用できず。母の支援が受けられない日や、ご本人の気分転換や、母のレスパイト的な移動支援の利用が不可能となってしまう困っている。

③その他 身体障害者であってさほど重い障害等級ではない為に移動支援を利用できなかった方

- A、下肢は 1 級。独居で雑貨や家電を買いに行くことが出来ない。
- B、体調（下肢機能）に波があり、不調時に一人で外出することが困難。居宅家事援助で代行できない部分の買い物や外出に困っている。車イス、杖を使っての雨具の利用が困難。
- C、両下肢 2 級、呼吸器障害の身障 1 級。吸引が必要であり、外出時のヘルパーの対応が得られず呼吸障害を視野に入れた利用ができない。
- D、身体 3 級（上肢 3 級 下肢 7 級） 本人より移動支援の希望は出ていないが単独での外出に困難さの訴えあり。

2、静岡市移動支援事業に関する要望等

- A、車両利用、通所・通学の支援の検討をしてほしい。公共交通機関の利用が前提であると、時間に制限があったり、地域によっては利用しにくい。
- B、移動支援も他のサービス同様、ガイドラインの開示、非定型の仕組みがほしい。
- C、通所・通学に関しては計画案への必要な理由を記載することで OK にしてほしい。
- D、グループ外出も対象としてほしい。
- E、身体手帳のみの人がもっと使いやすい制度にしてほしい。
- F、ここ数年、支給決定の時間数が少ない傾向にある気がする。現状 MAX25 h /月となっている受給量に関して、本人の障害特性やニーズをきちんとアセスメントし、個別具体でより適切な受給量を検討すべき。
- G、量と同時に現状課題に上がっている慢性的なヘルパー不足、特に精神と発達障害の不理解から起こる事業所の受け止めの悪さを解消すべく、研修や実地指導も定期的に行っていかなければならないと思う。
- H、自閉症の小学生。登校時に他害などがありスクールバスの乗車を断われ登校が難しい。また、必要性を認められても対応してもらえない事業所が無い。
- I、支給決定があるものの、本人の障害特性から他害があるため、サービスの提供が困難なので、対応できるヘルパーの増員ができるように講習会等を実地してほしい。
- J、全身性ガイドヘルパーの限定資格については、明確な根拠を示し改善した上で、多くのヘルパーに対応してもらえない制度にしてもらいたい。
- K、時代の変化とともに利用者の家族構成等も変化してきているので、数年に一度は地域生活支援事業の見直しが必要ではないのか？
- L、静岡県内の他市では、身体障害者の移動支援に関して等級を定めていない市町の方が多く、定めがあっても上下肢共に 2 級以上の方が利用可能となっている。今一度、県内の他の市町と整合性を図り、静岡市が他の市町と比べて暮らし辛い市とならないようご配慮を願いたい。
- M、身体障害者に対する移動支援が、全身性ガイドヘルパー講習修了者や市長が認めた者等となっているが、以前、重度訪問介護が重度訪問介護従事者養成研修修了者等でないと従事できない状態から、一転してそれが必要となくなってきた経緯があるが、なぜそのようなになったかという経緯と本市の身体障害者移動支援従事者の要件を照らし合わせて、本市の身体障害者に対する移動支援従事要件を緩和できるか検討してほしい。
- N、重度訪問介護を利用できない障害児は、移動支援が唯一の外出支援サービスであるが、身体障害のみの方が上下肢 1 級でなければ利用できない本市の現状は、障害児の自立心を阻害する可能性が大いにあるので、身体障害者移動支援の利用要件変更は、早急に取り組んでいただきたい。

以上

令和元年度 7 月 各区の地域課題の解決に向けた取組状況に関する参考資料

【静岡県内の移動支援事業要綱等に関する比較資料】

葵区事務局会議・連絡調整会議 事務局

◆静岡市【出典：静岡市移動支援利用費・日中一時支援費助成要綱 第 2 条】

第 2 条（対象者）

移動支援利用費の助成を受けることができる者は、市内に住所を有する障害者等（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する児童福祉施設、法第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設又はこれらに類する施設として市長が認める施設に入所（通所を除く。）するものを除く。）及び市外に住所を有する障害者等（市外にある法第 5 条第 10 項に規定する施設入所支援又は同条第 16 項に規定する共同生活援助を行う住居その他これらに類する住居として市長が認める住居に入居しているものに限る。）であって、次のいずれかに該当するもののうち、移動支援の利用が必要であると市長が認めるものとする。

- （1）身体障害者手帳所持者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に規定する障害の級別が 1 級である肢体不自由の障害（上肢及び下肢のいずれにも障害があるもの（以下「全身性」という。）に限る。）があるものであって、かつ、次の全てに該当するもの
 - ア 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 5 条に規定する精神障害者でないもの
 - イ 地域生活又は社会参加の意向を有し、日常生活に必要な判断の能力を有するもの
 - ウ セルフマネジメントによりサービス提供事業者に対し自身に係る個々の支援内容を自ら指示できると市長が認めるもの
 - （2）療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日付け厚生省発児第 156 号事務次官通達）による療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）又はこれと同等の障害を有すると市長が認める者であって、単独で外出することが困難であると市長が認めるもの
 - （3）法第 4 条第 1 項に規定する精神障害者であって、単独で外出することが困難であると市長が認めるもの
- 2 日中一時支援費の助成を受けることができる者は、市内に住所を有する障害者等であって、日中一時支援が必要であると市長が認めるものとする。

◆浜松市【出典：浜松市移動支援事業実施要綱 第 3 条】

第 3 条（事業の対象者）

この事業の利用対象者は、浜松市に住所を有する在宅の者、又は法第 5 条第 1 7 項に定める共同生活援助を利用する者のうち浜松市が法における援護の実施者となっている者であって、単独で屋外での移動が困難な障害者又は障害児で次の各号のいずれかに該当する者のうち、移動支援を必要とすると認められる者とする。ただし、障害児については、外出時に保護者が付き添うことができない場合に限る。

- （1）全身性障害者（児）
- （2）知的障害者（児）
- （3）精神障害者（児）
- （4）医師により発達障害と診断された障害者（児）

※全身性障害者とは

脳性まひ、小脳変性症などの脳原性障害、頸椎損傷、脊椎損傷、筋ジス等介護の必要度に応じて判断する。（脳血管障害であっても状況により該当者として差し支えない）

◆沼津市【出典：障害福祉サービス等のガイドライン／移動支援サービス項目】

1－①身体障害者手帳所持者

・【ヘルパー支援型】

社会生活上必要不可欠な外出（通勤、通学、通院以外）及び余暇活動等の社会参加のための1日の範囲内で用務を終える外出の際の移動支援を行います。

1－②障害のある児童・生徒（就学前児童含む）

・【送迎支援型】

自宅から学校若しくは社会生活上必要不可欠な施設まで、又は学校から社会生活上必要不可欠な施設までの間の移動支援を行います。

1－③下肢障害、体幹障害及び移動機能障害の1～3級で、公共交通機関の利用が困難な人（自動車税減免・タクシー利用料金助成・重度要介護者通院支援事業利用者は不可）

・【車両支援型】

歩行が困難な人が市内及び沼津市近隣において、娯楽、買物、通院、冠婚葬祭、公的機関への手続き等（通勤、通学以外）のため外出することが必要になった時に、リフト付乗用車を利用して移動の支援を行います。（年片道24回）

2－①療育手帳所持者

・【ヘルパー支援型】

社会生活上必要不可欠な外出（通勤、通学、通院以外）及び余暇活動等の社会参加のための1日の範囲内で用務を終える外出の際の移動支援を行います。

2－②障害のある児童・生徒（就学前児童含む）

・【送迎支援型】

自宅から学校若しくは社会生活上必要不可欠な施設まで、又は学校から社会生活上必要不可欠な施設までの間の移動支援を行います。

2－③公共交通機関の利用が困難な療育手帳A所持者

（自動車税減免・タクシー利用料金助成・重度要介護者通院支援事業利用者は不可）

・【車両支援型】

市内及び沼津市近隣において、娯楽、買物、通院、冠婚葬祭、公的機関への手続き等（通勤、通学以外）のため外出することが必要になった時に、リフト付乗用車を利用して移動の支援を行います。（年片道24回）

3－①精神に障害のある人（※精神保健福祉手帳所持者で市が外出時に支援が必要と認めた人）

・【ヘルパー支援型】

社会生活上必要不可欠な外出（通勤、通学以外）及び余暇活動等の社会参加のための1日の範囲内で用務を終える外出の際の移動支援を行います。

◆富士市【出典：富士市障害者等移動支援事業実施要領 第2条】

第2条（利用対象者）

利用の対象者は富士市内に居住する単独での移動が困難な障害者で次に掲げるものとする。

- (1) 同行援護、重度訪問介護、重度障害者包括支援の支給決定されていない両下肢の障害が1級または2級の身体障害者であって、「社会生活上不可欠な外出」及び「社会参加のための外出」の支援が必要と認められ者で適切な介護者を得ることができない場合
- (2) 同行援護、行動援護、重度訪問介護の支給決定されていない知的障害者、精神障害者、障害児であって、「社会生活上不可欠な外出」及び「社会参加のための外出」の支援が必要と認められる者で適切な介護者を得ることができない場合
- (3) 同行援護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者包括支援の支給決定されていない発達障害者、難病患者であって、「社会生活上不可欠な外出」及び「社会参加のための外出」の支援が必要と認められる者で適切な介護者を得ることができない場合
- (4) その他特に市長が認めた者

◆三島市【出典：三島市障がい者移動支援事業実施要綱 第3条・第4条】

第3条（対象者）

移動支援事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものであって、市長が外出時に支援が必要と認めた者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって重度の視覚障がい者及び全身性障がい（児）者（肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級に該当する者であって両上肢及び両下肢の機能の障害を有する者又はこれに準ずる者をいう。）である者
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であり、屋外での移動に著しい制限のある者
- (5) 前4号に関わらず、市長がこの事業の適用を必要と認めた者

◆焼津市【出典：焼津市移動支援ガイドライン】

焼津市内に在住の障害者総合支援法に定める障害者（児）であって、外出の支援が必要と認められる者。（ただし、児童については小学生以上が該当）

■移動支援の主な対象者

◎障害種別 対象要件

身体障害のある人 身体障害者手帳を所持している

知的障害のある人 療育手帳を所持している

精神障害のある人

・精神障害者保健福祉手帳を所持している／・精神障害を事由とする年金を現に受けている

- ・自立支援医療受給者証を所持している
難病患者 障害者総合支援法に基づく特定疾病に該当している
児童（小学生以上の児童で次に掲げる者）

・障害者手帳を所持している／・その他市が状況を確認し必要と認めた者

※障害者総合支援法の障害福祉サービスにおける介護給付の重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の受給者は、法定給付が優先されるため対象となりません。

※市外のグループホームに入居しており、焼津市の支給決定を受けている人は焼津市の移動支援の対象者となりません。

◆島田市【出典：島田市移動支援事業実施要綱 第2条】

第2条（対象者）

事業の対象者は、市内に住所を有する障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）であって、次条に規定する移動のための支援が必要であると市長が認めた者とする。（平25告示60・一部改正）

◆島田市川根地区【出典：島田市川根地区移動支援サービス事業実施要綱 第2条】

第2条（対象者）

事業の対象者は、川根地区に住所を有し、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する高齢者（おおむね65歳以上の者をいう。以下同じ。）

ア ひとり暮らしの者又は高齢者のみで構成する世帯に属する者

イ 第5条に規定する事業の実施時間において送迎が可能な同居の家族等がない者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当するもの

(3) 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に基づく療育手帳の交付を受けている者

(4) 前3号に掲げる者に準ずる者として市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の対象者としなない。

(1) 社会福祉施設に入所している場合

(2) 自動車税又は軽自動車税の減免を受けている場合

(3) 対象者と生計を一にする者が当該対象者を介護するため自動車税又は軽自動車税の減免を受けている場合
（平29告示190・一部改正）

以上

令和元年度 7 月 各区の地域課題の解決に向けた取組状況に関する参考資料

【静岡市移動支援事業に関する葵区地域課題のまとめ】

葵区事務局会議・連絡調整会議 事務局

1、静岡市移動支援サービスの身体障害者のみに限った制限について

静岡市移動支援事業では、知的障害者や精神障害者が利用希望される際の対象者要件を以下の通りとしている。

- ◎療育手帳をお持ちの方，又は療育手帳をお持ちの方と同等と市が認める方
- ◎精神障害をお持ちの方

しかし、身体障害者に限っては、利用希望される際の対象者要件を、以下の通りとしている。

- ◎身体障害者手帳をお持ちの方で肢体不自由 1 級（上肢及び下肢のいずれにも 1 級の障害が有る）方
（補足：難病患者も上記掃討であれば移動支援を利用可能・重度訪問介護対象者はそちらが優先となる）

知的障害者や精神障害者と比べて、身体障害者への利用要件を設けている理由やその根拠は不明であるが、別紙 2 の静岡県内の他市による移動支援事業要綱を参照すると、やはり静岡市の移動支援における身体障害者に対する要件は際立っているように感じる。

- ◎浜松市移動支援事業 身体障害者の利用対象要件 → 全身性障害者（児）（全身性≒四肢麻痺障害）
- ◎沼津市移動支援事業 身体障害者の利用対象要件 → 身体障害者手帳所持者
- ◎富士市移動支援事業 身体障害者の利用対象要件 → 両下肢の障害が 1 級または 2 級の身体障害者
- ◎三島市移動支援事業 身体障害者の利用対象要件 → 静岡市と同じ
- ◎焼津市移動支援事業 身体障害者の利用対象要件 → 身体障害者手帳所持者
- ◎島田市移動支援事業 身体障害者の利用対象要件 → 身体障害者手帳所持者
- ◎島田市川根地区移動支援事業 身体障害者の利用対象要件 → 身体障害者手帳 1 級又は 2 級該当者

また、別紙 1 の「1、身体障害者で移動支援の利用必要性が高かったのに障害等級が該当せず利用できなかった事例集」にある通り、静岡市内の身体障害者相談を主とする委託相談支援事業所が相談対応して、専門的な見地から見て移動支援の必要性を感じながら、要件に該当せず利用できなかった事例が多数あることから、移動支援を利用できずに困っている身体障害者が少なからずいることも判明した。

1 - 2、身体障害児が上下肢共に 1 級ないと移動支援を利用できない課題について

障害支援区分によって重度訪問介護が利用できる身体障害者は、移動に関する支援を重度訪問介護で補うことが可能であるが、重度訪問介護が制度上利用できない本市在住の障害児においては、移動支援が唯一の外出支援の手段となる。しかし、移動支援の利用対象者が身体障害者手帳上下肢共に 1 級以外の障害児の場合、現在の静岡市ではそれに応える制度がないのが、今の実状である。

委託相談支援事業所からの事例にも挙げられていたが、中学・高校生で親の支援から離れて外出に出掛けたい要望があった場合に、障害等級が該当しなければ移動支援を利用することはできない為に、そういった方々の自立心を確実に阻害している状態といえる。

身体障害（全身性）児・者の移動支援利用可否状況

身体障害者手帳等級	全身性障害児		全身性障害者	
	移動	重訪	移動	重訪
上下肢 1 級	◎	×	◎	○
上肢 2 級・下肢 1 級	×	×	×	△

◎：利用可／○：区分により概ね利用可／△：区分により利用可の可能性あり
 ×：利用不可（身体障害児は重度訪問介護が制度上利用できない）

2、静岡市移動支援サービス提供従事者の必須資格調査について

現在、深刻なヘルパー不足といった状況下において、静岡市移動支援事業では知的障害者や精神障害者と比べて、身体障害者へサービス提供する従事者の資格要件を厳しく設けている為、現状でさえ身体障害者への移動支援が必要に応じて提供されていない状況となってしまう。

本項の課題は、現行制度は右表に記載されている研修等修了者でなければ、身体障害者（全身性障害者（児））に対して移動支援サービスを提供することは不可能である点であるが、例えばサービス利用提供責任者のみが「全身性障害者ガイドヘルパー研修」修了者であれば、他のサービス提供受持者は、介護福祉士や介護職員初任者研修修了者等で提供を行なうことが出来るとする等、何らかの課題解決策を講ずる必要がある。

資格 障害者等	全身性ガイドヘルパー	知的ガイドヘルパー	障害ホームヘルパー1～3級	日常生活支援ホームヘルパー	重度訪問介護ヘルパー	行動援護ヘルパー	精神障害ホームヘルパー	介護福祉士	介護保険訪問介護員1～3級	その他市長が認めた資格を有する者及び研修を終了した者
全身性障害者（児）	○			○						○
知的障害者（児）		○	○		○	○		○	○	○
精神障害者（児）		○	○		○	○	○	○	○	○

出典：静岡市移動支援利用費・日中一時支援費助成要綱 別表第1

また、以前は重度訪問介護が重度訪問介護従事者養成研修修了者等でないと従事できない状態から、一転してそれが必要となくなかった経緯があるが、なぜそのようになったかという経緯と本市の身体障害者移動支援従事者の要件を照らし合わせて、本市の身体障害者に対する移動支援従事要件を緩和できないか検討を進める必要がある。

移動支援の全身性障害児・者へのサービス提供従事者については、以前(平成 24 年 7 月)に清水区の地域課題調査の一環で本件について静岡県障害者福祉課に伺ったところ、「各市町の取り決めによる対応で差し支えない」との回答であったとのこと。

以上

令和元年度 各区の地域課題の解決に向けた取組状況について

駿河区事務局会議・連絡調整会議 事務局

<p>テーマ</p>	<p>自立支援協議会及び各部会活動の周知と、地域資源の連携強化について</p>
<p>概要 (課題となるポイント)</p>	<p>障害者自立支援協議会は、「地域課題の共有」、「連携の緊密化」、「地域の実情に即した体制の整備」といった役割を担うと定義されている。しかし、障害福祉サービス事業所をはじめとした福祉の現場では、協議会の存在感は非常に希薄で、隔たりも大きい。まして、障害福祉以外の関連機関においては、名前すら知られていないなど、更にその傾向は顕著である。</p>
<p>詳細 ・現状分析 ex.相談事例（相談者の声） 既存のサービス 既存のデータ</p>	<p>昨年度も同様の課題を取り上げ、地域の社会資源の相互連携を深めることを目標に、区連絡調整会議の形で2度（児童通所系×児相、地域包括×精神科医療×障害福祉）の講座を開催したが、参加者である関係機関職員からの反響は大きく、引き続きの開催と連携強化の枠組み作りへの要望は非常に強いものであった（アンケートの「今後もこのような機会があれば参加したいか」という質問に対し、9割を超える参加者が「参加したい・ぜひ参加したい」と返答）。裏を返せば、現状、地域における福祉資源の相互連携は未だに十分でなく、協議会の存在意義とその活動内容についても認識が薄く、情報へのアクセスにも難があるものと考えられる。</p>
<p>事務局会議・連絡調整会議としての解決に向けた取組み ex.市場分析（環境分析） ニーズの把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回程度を目標に、関係各機関を交えての交流会・勉強会・研修等の機会を設け、地域資源が互いに「顔の見える関係」を作るきっかけとすると共に、継続的な連携維持の端緒としたい。 ・連携強化の対象として参加を求める分野として、引き続き高齢介護分野をはじめ、教育・医療・外国人支援等が挙げられている。 ・同時に、協議会の仕組みや運営のあり方について、関係者への周知・啓発を行い、協議会本来の役割である地域課題の抽出と共有が、より広範に、より円滑になされる仕組みの基礎を築きたい。
<p>解決策や今後の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の周知・啓発を継続的に、かつ隣接分野まで広げて行うことで、将来的にはサービス事業所や隣接各分野の現場から、直接地域の課題が協議会に提起される環境の確立を目指す。 ・可能であれば、特別なイベントとしてのみならず、定例的に各分野・関係機関が自主的に集まり、情報交換と相互の相談が行なえるシステムの構築を行いたい。

令和元年度 各区の地域課題の解決に向けた取組状況について

清水区事務局会議・連絡調整会議 事務局

<p>テーマ①</p>	<p>高齢者福祉関係機関との連携について</p>
<p>概要 (課題となるポイント)</p>	<p>・近年、80代の親と50代のひきこもり状態にある子(8050問題)に関する支援が増え、地域包括ケアシステムを構築する上でも高齢者福祉関係機関との連携が必要不可欠になっている。それぞれの機関が対象者を中心に支援を進めるのではなく、世帯として支援していく必要がある。</p> <p>・障害福祉サービスは、高齢者と比べ、支援の方法やスピードに隔たりがあると感じており、お互いの業務の理解が必要である。</p>
<p>詳細 ・現状分析 ex.相談事例(相談者の声) 既存のサービス 既存のデータ</p>	<p>・障害者支援と高齢者支援では対象者が異なり、個人情報保護の観点からも気軽に相談をしにくい状況にある。また、支援方法について勉強会など検討する機会は以前より増えているが、浸透には時間がかかると思われる。</p> <p>・老障同居世帯における高齢者を支援している地域包括支援センターなどの相談機関に、障害のある方の相談窓口の周知が出来ておらず、障害者支援の方法を伝える機会として昨年度より連絡調整会議を行ってきた。</p>
<p>事務局会議・連絡調整会議としての解決に向けた取組み ex.市場分析(環境分析) ニーズの把握</p>	<p>・昨年度の取り組みをより深めるため、令和元年度7月に清水区障害者相談支援連絡調整会議を開催した。</p> <p>・地域移行支援部会のワーキンググループの協力により出張講座を行い、グループでの事例検討を通して意見交換することで、関係機関のつながりをつくり、次の支援に活かす機会にしていく。</p> <p>【日時】令和元年7月5日(金)14:00～16:00 【場所】清水区役所3階会議室 【参加人数】67名 【参加予定機関】地域包括ケア推進本部 地域支え合い推進係・清水区内の全地域包括支援センター・清水区高齢介護課・静岡市自立支援協議会 地域移行支援部会ワーキンググループメンバー・清水区生活支援課・静岡市発達障害者支援センター「きらり」・静岡市生活支援拠点「まいむ・まいむ」・静岡市清水手をつなぐ育成会・清水特別支援学校・清水区内特定相談支援事業所 等</p> <p>【会議内容】障害福祉サービスについて・地域移行について・精神科医療へのアクセス方法について・困難事例への支援策検討・グループでの意見交換</p> <p>【結果】</p> <p>・分野の違う関係機関でグループワークをすることで、お互いにケースに関しての考え方の違い、視点の違いを感じながら、多様な支援、意見にふれることができた。</p> <p>・昨年度からの継続した取り組みにより、顔の見える関係性ができてきている。</p>

解決策や今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者相談機関と協議する会議を定例化し、世帯を一つの相談ケースとして捉えて関係機関が連携することで、8050 問題に対する支援方法が安易になるようにしていく。 ・清水区内の支援機関が一体となって支援に取り組むことで、障害者も高齢者も住み慣れた地域で自分らしい生活を送るための仕組みづくりを行う。
-----------	---

令和元年度 各区の地域課題の解決に向けた取組状況について

清水区事務局会議・連絡調整会議 事務局

テーマ②	静岡市東部地域(由比・蒲原)の相談支援体制の構築について
概要 (課題となるポイント)	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡市東部に位置する由比・蒲原地域においては、障害福祉サービス事業所が少なく、障害のある方の障害特性や生活状況に応じたサービス利用が難しくなっている。また、職場についても障害のある方に対応する企業や事業所が近隣に少なく、通勤を含めた就業が難しい。
詳細 ・現状分析 ex.相談事例（相談者の声） 既存のサービス 既存のデータ	<ul style="list-style-type: none"> ・由比・蒲原地域在住の方は、清水区内の事業所を利用するが、近隣には事業所が少なく、気軽にサービス提供を受けることが難しい。 ・静岡市との合併以前は、各町村独自の限られた福祉サービスしかなく、現在の地域住民には福祉的支援の存在や、サービスを利用することについての情報などが認識されていない可能性が高い。そのため、困りごとに対して予防的支援が行われ難い。
事務局会議・連絡調整会議としての解決に向けた取組み ex.市場分析（環境分析） ニーズの把握	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡市東部地域の現状を把握するため、施設見学と併せ、地域・施設の現状の確認を行った。 <p>【日時】平成31年1月24日（木）13:00～13:45 【場所】庵原福祉会 さくらワーク 【参加人数】17名 【参加機関】静岡市障害者福祉課・清水区障害者支援課・静岡市障害者協会・静岡市発達障害者支援センター「きらり」・静岡市生活支援拠点「まいむ・まいむ」清水特別支援学校・清水区内特定相談支援事業所 等 【会議内容】静岡市東部地域障害福祉サービスの状況確認 【結果】 ・富土地域で入浴施設が少なくなった現状があり、富土地域のサービス事業所から入浴介助の相談を受けることがあるが、対応が難しい。 ・送迎範囲が広域のため、事業所、保護者にとって負担が大きいことが確認できた。また、施設設備の老朽化のため、防災対策に課題もあることがわかった。 ・こうした地域での課題をこの法人のみで対応していくのは困難であるため、静岡市の課題として行政の取り組みを求めている。 <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡市東部地域に隣接する富士市・富士宮市西部地域の相談支援の状 </p>

	<p>況を把握し、双方の障害者福祉においてより良い支援策が講じられるよう、富士市自立支援協議会メンバーと「隣接地域の障害福祉サービス情報交換会」を実施した。</p> <p>【日時】平成31年1月24日（木）14:30～16:00</p> <p>【場所】富士市フィナンセ西館 【参加人数】32名</p> <p>【参加機関】富士市障害者自立支援協議会事務局員（富士宮社協指定相談支援事業所・地域生活支援センターせふりー等の7事業所相談支援機関）・静岡市障害者福祉課・清水区障害者支援課・静岡市障害者協会・静岡市発達障害者支援センター「きらり」・静岡市生活支援拠点「まいむ・まいむ」清水特別支援学校・清水区内特定相談支援事業所 等</p> <p>【会議内容】互いの地域課題、サービス事業所の対応情報の共有</p> <p>【結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士市内のサービス事業所に静岡市側へのサービス提供を望むが、富士川を超えることの交通事情に時間的制約を受け、対応可能な事業所が少ない。このことは、富士川西側の富士、富士宮市民にとっても重要な地域課題となっていた。
<p>解決策や今後の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所がない地域のため、隣接する地域として定期的な情報共有をする機会を作り、互いに支援策を検討していく。 ・地域生活支援ネットワーク「まいむ・まいむ」と協同し、静岡市東部地区にて定期的に相談会を行い、福祉サービス等の情報提供を行うとともに、地域の障害のある方の実態及び課題について把握を行う。 ・地域的に住民が高齢化していることを踏まえ、親亡き後の困りごとを減らすため、由比蒲原地域の方々が障害者福祉サービスを利用し安心して住み慣れた地域で生活して行けるようにしていく。